

道路運送車両法改正により、**一定条件を満たせば**
トラクターにロータリー等を装着したまま
公道走行が可能になりました。



一定条件とは

- ①車両幅の確認 ②免許の確認 ③灯火器の確認 ④安全性の確認**

詳しくは最寄りの農機取扱い店へお問い合わせください。

● 小型特殊免許・普通免許 ●

但しトラクターに作業機を装着した状態の寸法が

全長4.7m以下
全高2.0m以下

全幅1.7m以下
時速15km/h以下



● 大型特殊免許(農耕用) ●

下記の基準が一つでも上回る場合

全長4.7m超えるもの 全幅1.7m超えるもの
全高2.0m超えるもの 時速15km/h超えるもの



※耕うん幅ではなく、作業機全体の幅です

あなたの免許大丈夫!?



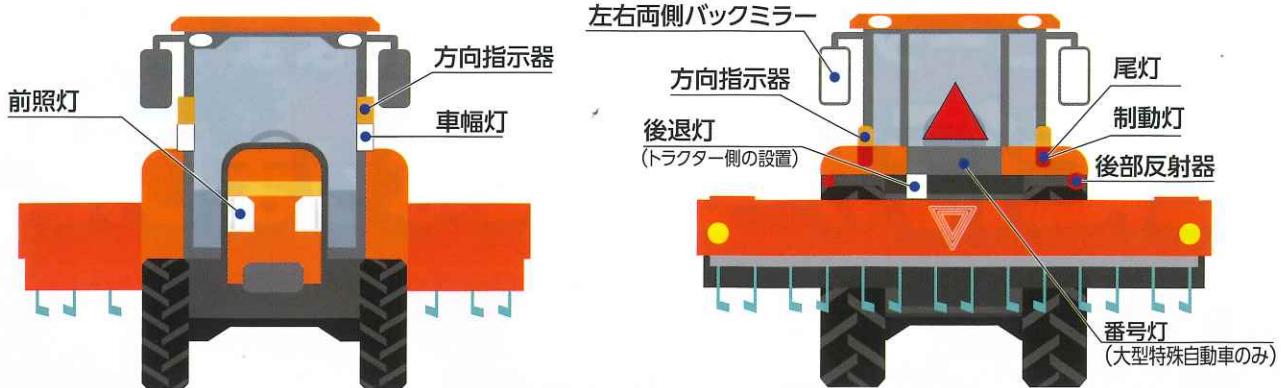
以上の条件を満たさないままトラクターを運転すると
無免許運転となりますのでご注意ください。



各自動車教習所(自動車学校)では、農業者の大型特殊免許取得教習について、特別料金を設定しています。詳しくは最寄りの自動車教習所に直接お問い合わせください。

公道走行のためには灯火器や反射器等の設置が必要です。

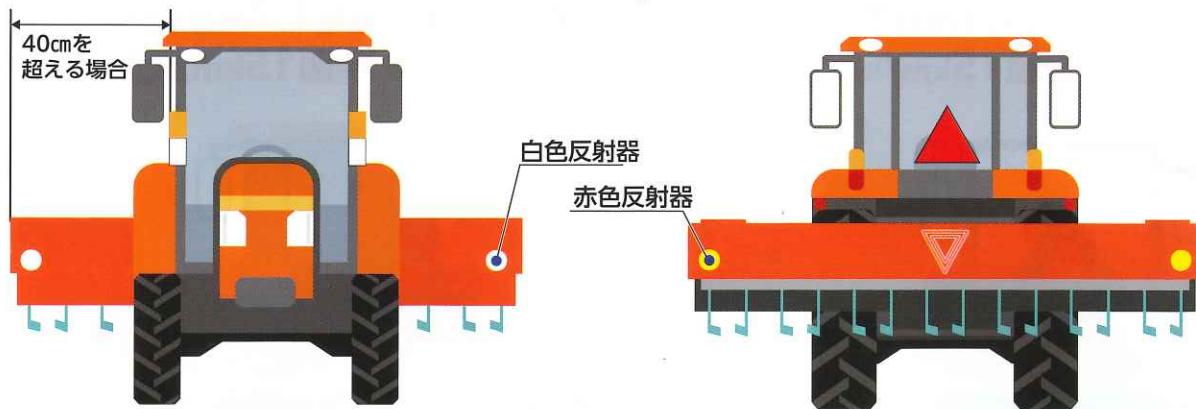
灯火器等の設置場所



※全長が4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクターは取付(車幅灯、制動灯、後退灯、左右両側バックミラー)が義務付けされていません。

それぞれ外側から40cmを超える場合は?

作業機の前面の両側の最外側に **白色反射器** を備えること
作業機の後面の両側の最外側に **赤色反射器** を備えること
制限を受けた自動車の標識()を後面に装着すること



※全幅が2.5mを超えた場合、道路管理者(国道・県道・市町村道)から特殊車両通行許可を得る必要があります。
※各種灯火器や反射器は他の交通から確認出来る位置に設置

**灯火器や反射器を装着し、
安全に公道を走行しましょう!**



各種の灯火器類の取付け位置
やご購入についてはお近くの
農機取扱い店へお問い合わせ
ください。

トラクター・コンバイン・田植機などをお持ちの方へ

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植機などの農耕作業用自動車は、軽自動車税(種別割)の申告をして、ナンバープレートを取り付ける必要があります。これらの車両をお持ちの方は、公道を走行しない(田畠でしか使用しない)車両でも、軽自動車税(種別割)の申告が必要です。

- 手続きを行う窓口:税務課または各支所市民サービス課
- 持参するもの:①印鑑、②車体の確認ができるもの(メーカー名、型式、原動機の型式、車体番号、型式認定番号、総排気量または定格出力)、③販売証明書または譲渡証明書

■軽自動車税(種別割)の申告に関するお問い合わせ先■

大仙市市民部税務課市民税班 TEL.63-1111 内線114・112 または各支所市民サービス課